

平成24年度

第162回宮城県都市計画審議会議案書

平成25年2月

宮城県都市計画審議会

第162回宮城県都市計画審議会

と き 平成25年2月12日(火)

午後3時

と ころ 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第161回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議 案

議案第2269号ほか 10件

4 閉 会

目 次

1 報 告

第161回宮城県都市計画審議会議案の処理について……………	4
-------------------------------	---

2 議 案

議案第2269号 栗原都市計画道路の変更について ……………	5
議案第2270号 大崎広域都市計画道路の変更について ……	9
議案第2271号 白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の変更について ……	13
議案第2272号 白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について ……………	16
議案第2273号 白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画，川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更について ……………	18
議案第2274号 川崎都市計画公園の変更について ……………	28
議案第2275号 白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更について ……	31
議案第2276号 角田都市計画河川の変更について ……………	34
議案第2277号 特殊建築物の敷地の位置について ……………	37

議案第 2 2 7 8 号	特殊建築物の敷地の位置について ……………	4 0
議案第 2 2 7 9 号	石巻広域都市計画事業 女川町被災市街地復興土地区画整理事業の 事業計画に対する意見書について ……………	別冊

第161回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2268号	石巻市	石巻広域都市計画道路の変更について	平成25年1月25日 宮城県告示第66号

栗原都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

栗原都市計画道路の変更（宮城県決定）

栗原都市計画道路中 3・5・17 号金成石越線を 3・5・17 号金成若柳線に名称を改め、ほか 2 路線とともに次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	源光町田線	栗原市築館伊豆三丁目	栗原市築館字照越町田	栗原市築館字下待井	約 1,910m	地表式	2車線	18m	東北縦貫自動車道と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所 幹線街路と立体交差 1 箇所	延長の変更 起点位置の変更 車線数の決定 (変更前) 延長:約 2,450m 起点:栗原市築館源光
	3・4・7	石越駅四ツ谷線	登米市石越町南郷字西門沖	栗原市若柳字川北新町	栗原市若柳字川北欠	約 2,840m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 3 箇所	延長の変更 終点位置の変更 車線数の決定 (変更前) 延長:約 3,300m 終点:栗原市若柳字福岡四ツ谷
	3・5・17	金成若柳線	栗原市金成小迫原岸	栗原市若柳字川北並柳	栗原市若柳字大林東千刈	約 8,150m	地表式	2車線	14m	東北新幹線と立体交差 1 箇所 東北縦貫自動車道と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所	名称の変更 延長の変更 終点位置の変更 車線数の決定 (変更前) 名称:金成石越線 延長:約 9,600m 終点:登米市石越町南

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

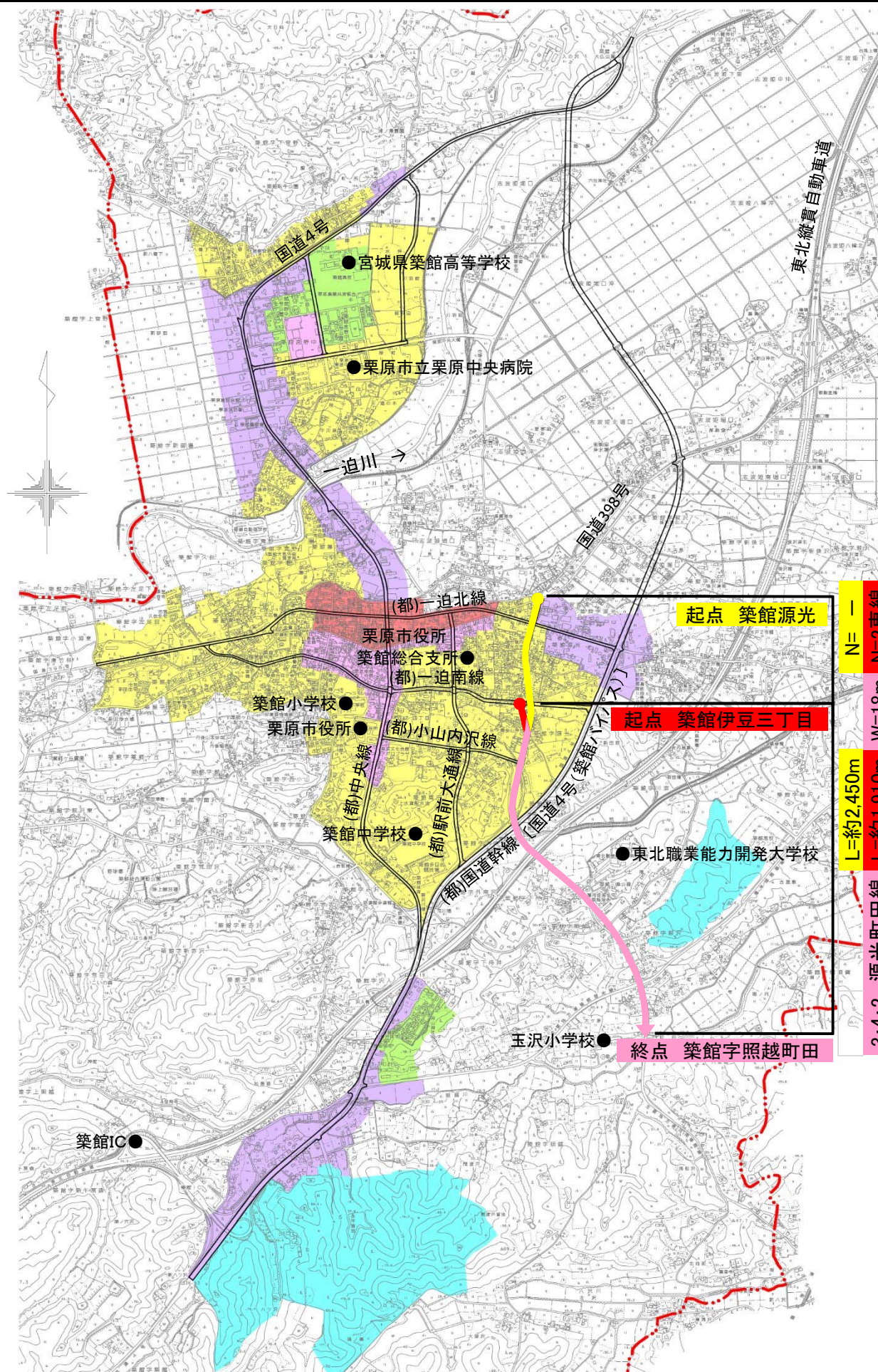
理由

栗原都市計画道路において、市の将来像を踏まえ、その必要性や配置、規模等の検証を行い、一部区間の廃止を行うもの。

栗原都市計画道路 総括図（宮城県決定）

栗原市（築館地区）

変更総括図	
凡例	区分
	都市計画区域
	行政区区域
	都市計画道路
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

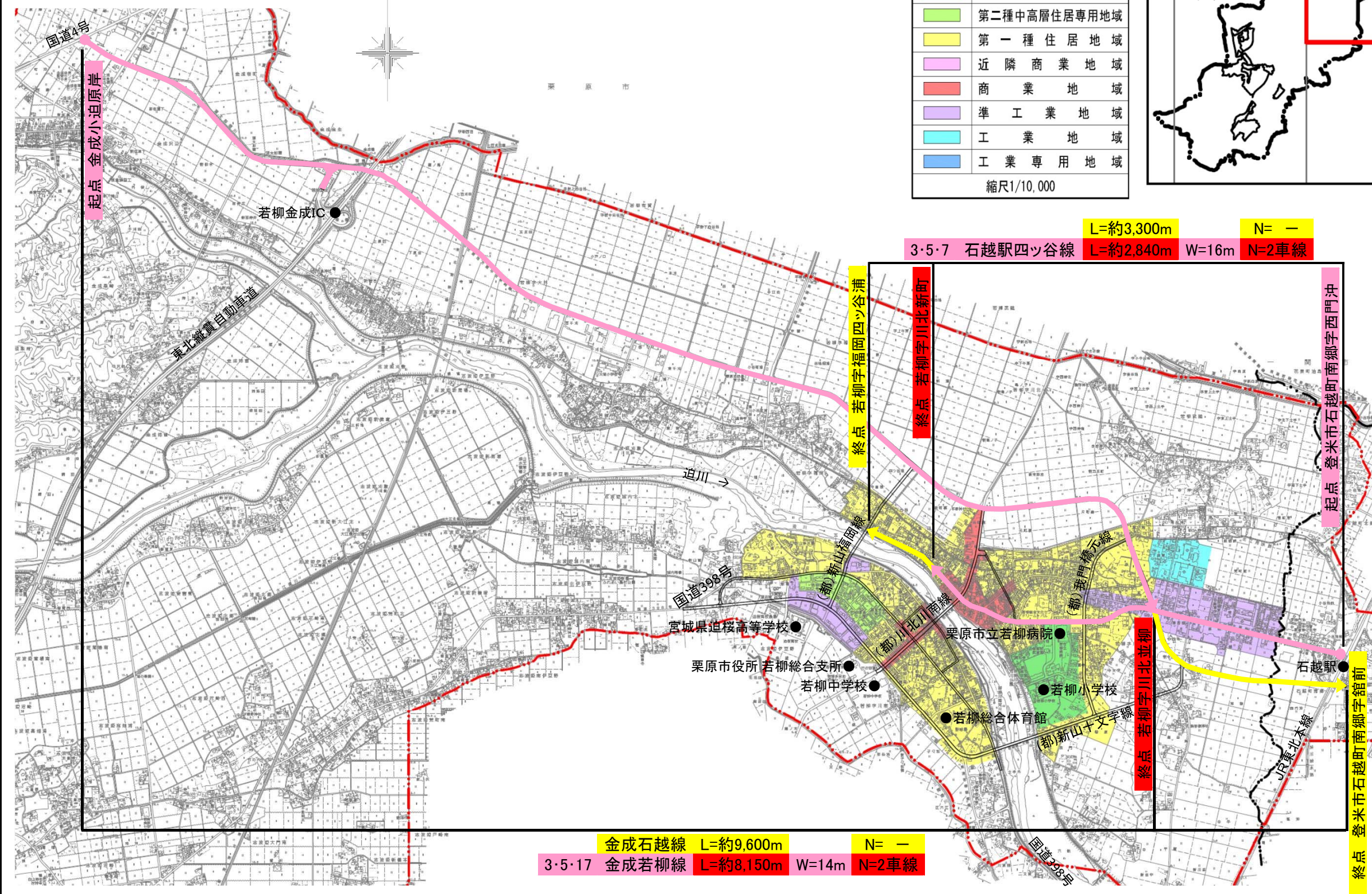


栗原都市計画道路の変更（栗原市）

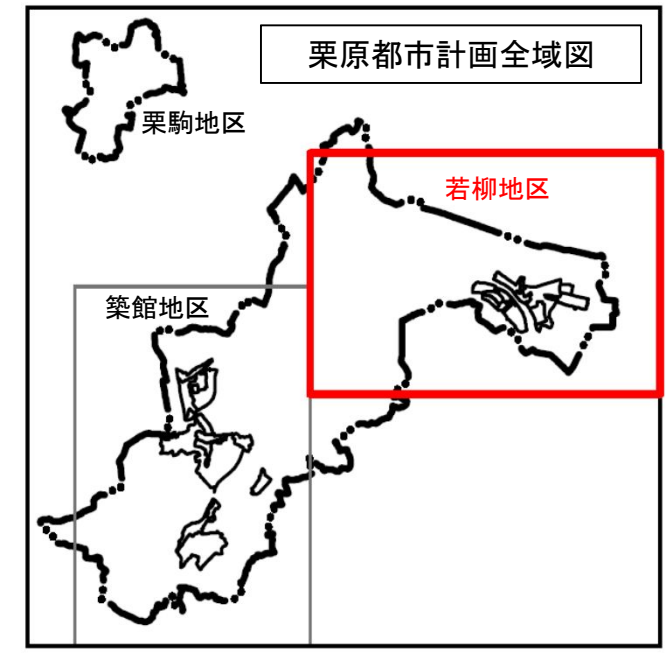
凡例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	

栗原都市計画道路 総括図（宮城県決定）

栗原市（若柳地区）



変更総括図	
凡例	区分
	都市計画区域
	行政区
	都市計画道路
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
縮尺1/10,000	



凡例	
	既決定区域
	追加する区域
	廃止する区域

栗原都市計画道路の変更（栗原市）

大崎広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

大崎広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

- 1 都市計画道路中 3・4・203 号新町小牛田停車場線を 3・4・203 号山の神小牛田停車場線に、3・4・204 号石巻酒田線を 3・4・204 号山の神西原線に、3・5・205 号小牛田停車場松山線を 3・5・205 号小牛田停車場素山線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・203	山の神小牛田停車場線	美里町牛飼字義見塚	美里町字藤ヶ崎一丁目	美里町牛飼字清水江	約 1,330m	地表式	2車線	16.0m	鉄道と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	名称の変更 起点位置の変更 延長の変更 車線数の決定 (変更前) 名称 3・5・203 新町小牛田停車場線 起点位置 美里町牛飼字新町 延長 約 2,070m
	3・4・204	山の神西原線	美里町牛飼字義見塚	美里町北浦字下新田	美里町牛飼字清水江	約 1,240m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 3箇所	名称の変更 起点位置の変更 終点位置の変更 主な経過地の変更 延長の変更 車線数の決定 (変更前) 名称 3・4・204 石巻酒田線 起点位置 美里町北浦字原 終点位置 美里町南小牛田字町浦 主な経過地 美里町牛飼字新町 延長約 920m

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・205	小牛田 停車場 素山線	美里町 字藤ヶ崎町	美里町 字素山町	美里町 字素山町	約 830m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路と 平面交差1箇所	名称の変更 終点位置の変更 主な経過地の変更 延長の変更 車線数の決定 (変更前) 名称 3・5・205 小牛田停車場松 山線 終点位置 美里町字桜木町 主な経過地 美里町字藤ヶ崎 町 延長約930m

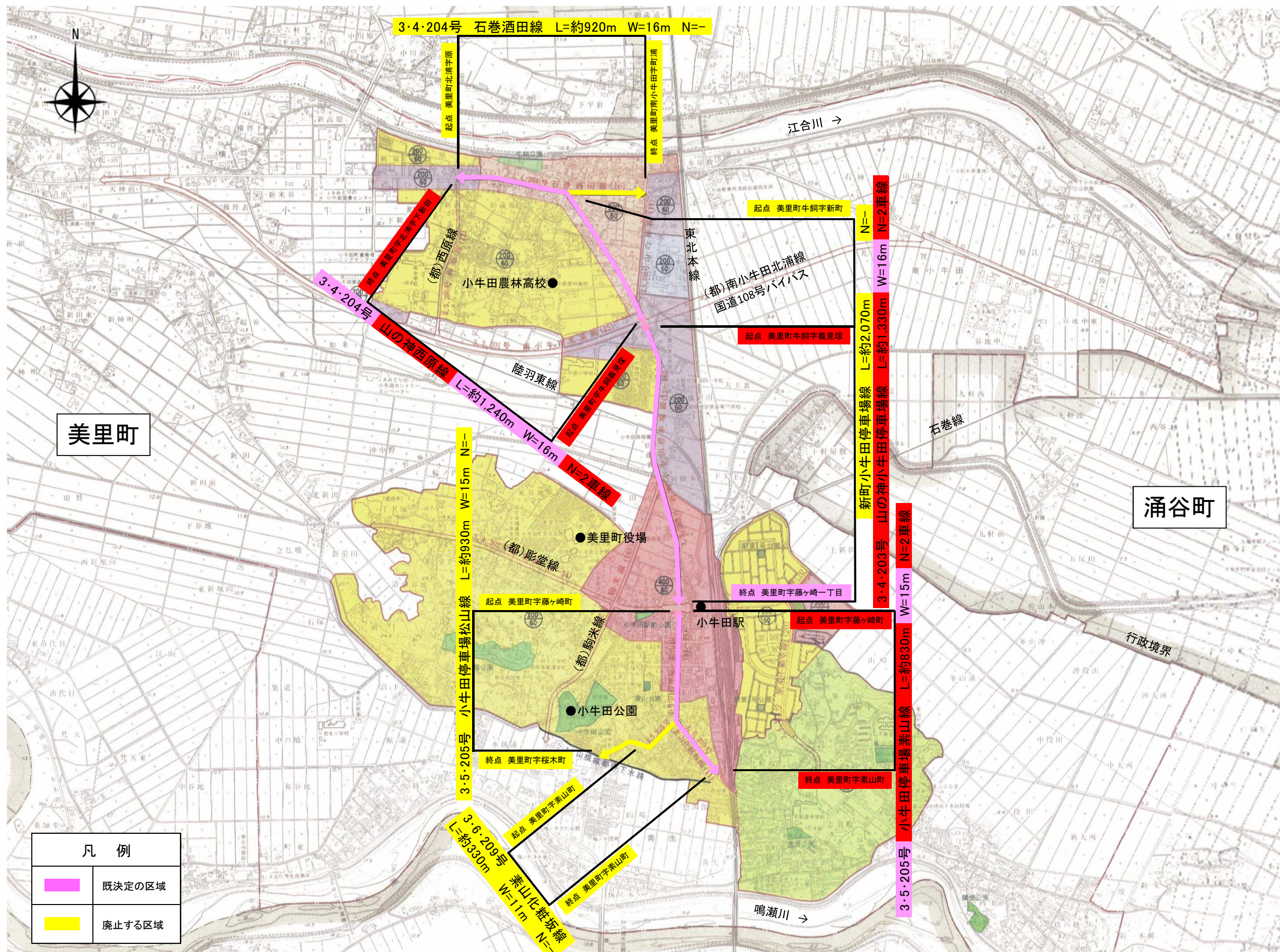
2 都市計画道路中 3・6・209号 素山化粧坂線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

美里町の大崎広域都市計画道路において、都市の将来像を踏まえ、その必要性や配置、規模等の検証を行い、一部路線の廃止及び再編を行うもの。

大崎広域都市計画道路の変更(美里町)



白石都市計画区域，角田都市計画区域，
蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，
村田都市計画区域，柴田都市計画区域，
川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域
の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，
大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，
川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の変更
(宮城県決定)

白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域を次のように変更する。

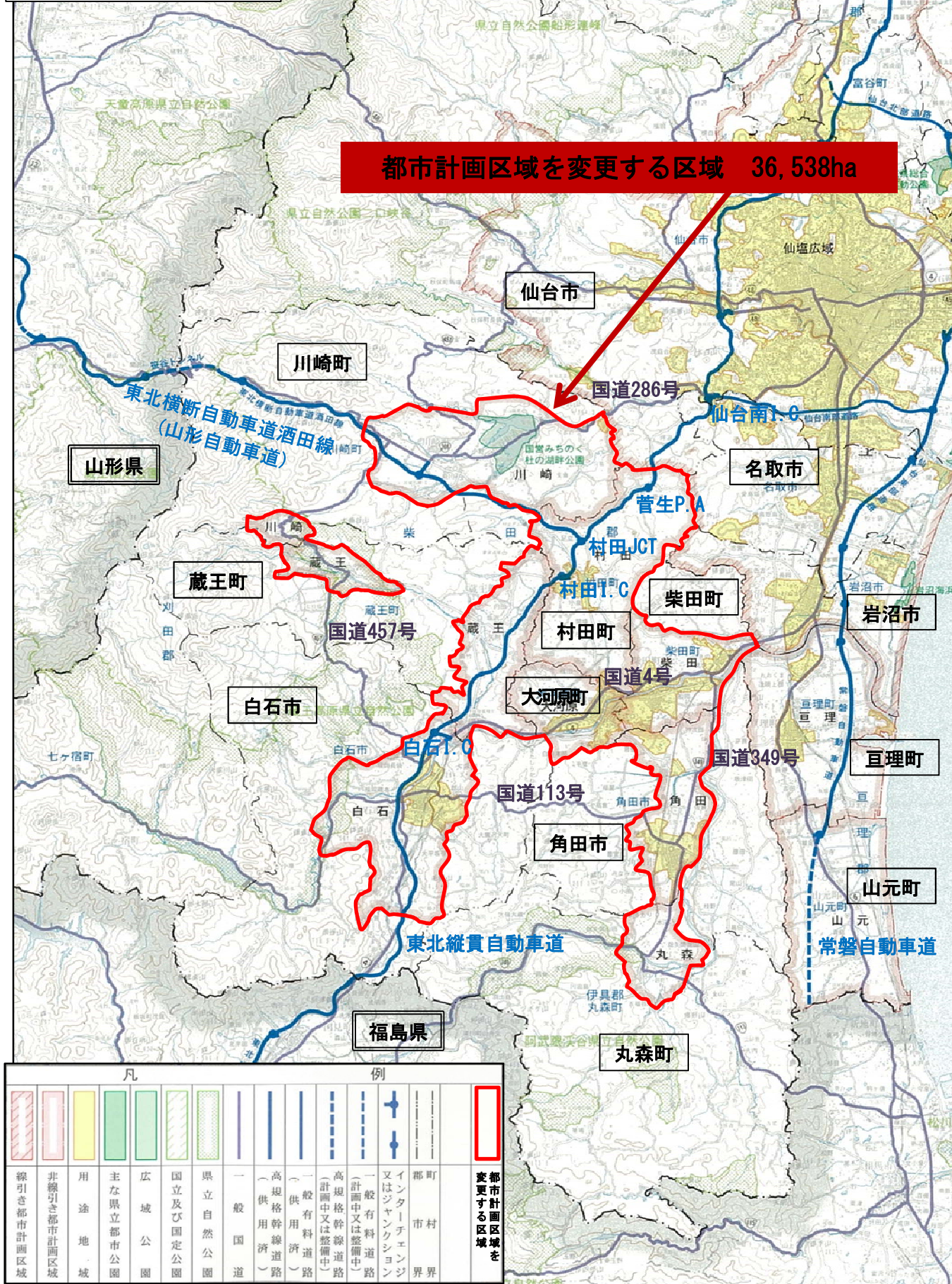
- 1 都市計画区域の名称
仙南広域都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

4 変更の理由

仙南地域の都市計画区域は全て，市町の区域を主とした範囲で指定され，昭和40年代の変更を最後に見直しは行われていなかった。

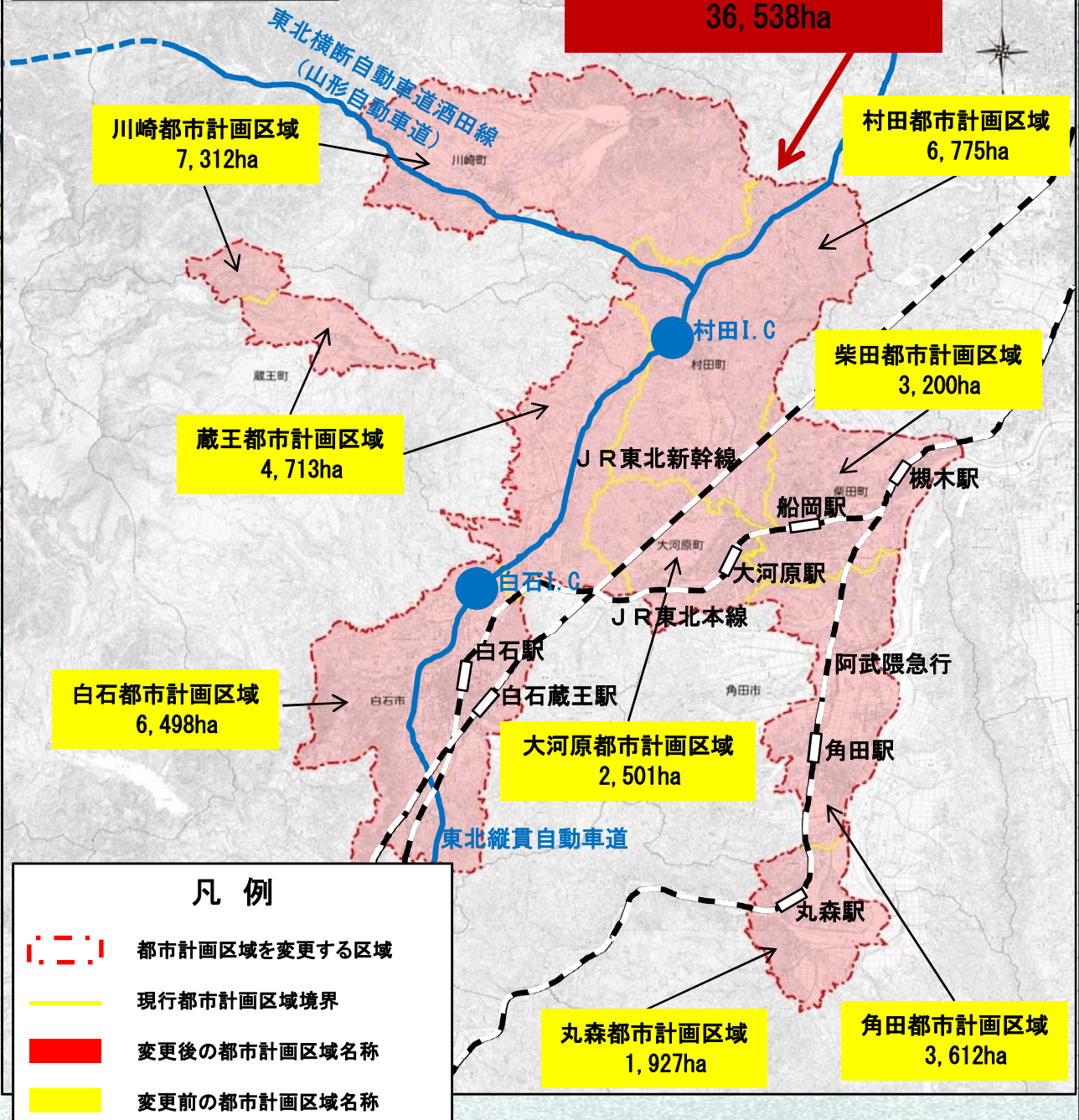
今回，市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し，今後の都市活動に必要な土地や施設が，相当程度充足できる範囲を検討したところ，各都市計画区域が一体の都市として整備，開発及び保全する必要があると考えられるため，都市計画区域を統合し，1つの都市計画区域として指定するものである。

位置図

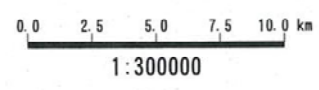


凡		例	
	線引き都市計画区域		変更する区域
	非線引き都市計画区域		
	用途地		
	主な県立都市公園		
	広域公園		
	国立及び国定公園		
	県立自然公園		
	一般国道		
	(一般供用済)		
	(高規格幹線道路)		
	(計画又は整備中)		
	(計画又は整備中)		
	インターチェンジ又はジャンクション		
	市界		
	郡界		

区域図



白石都市計画区域、角田都市計画区域、蔵王都市計画区域、大河原都市計画区域、村田都市計画区域、柴田都市計画区域、川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の変更(白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町)



白石都市計画区域，角田都市計画区域，
蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，
村田都市計画区域，柴田都市計画区域，
川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域
の整備，開発及び保全の方針の変更に
ついて

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更
(宮城県決定)

白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 仙南広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
別冊1のとおり

2 変更の理由

都市計画区域の見直しに伴い，新たな都市計画区域を対象として，「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を見直すもの。

広域的観点から各市町の役割分担と連携を行って，合理的に都市計画を進め，各市町における総合計画，国土利用計画等基本構想の内容を踏まえると共に，「宮城の将来ビジョン」(宮城県：平成19年3月策定)に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入れて，人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために変更するもの。